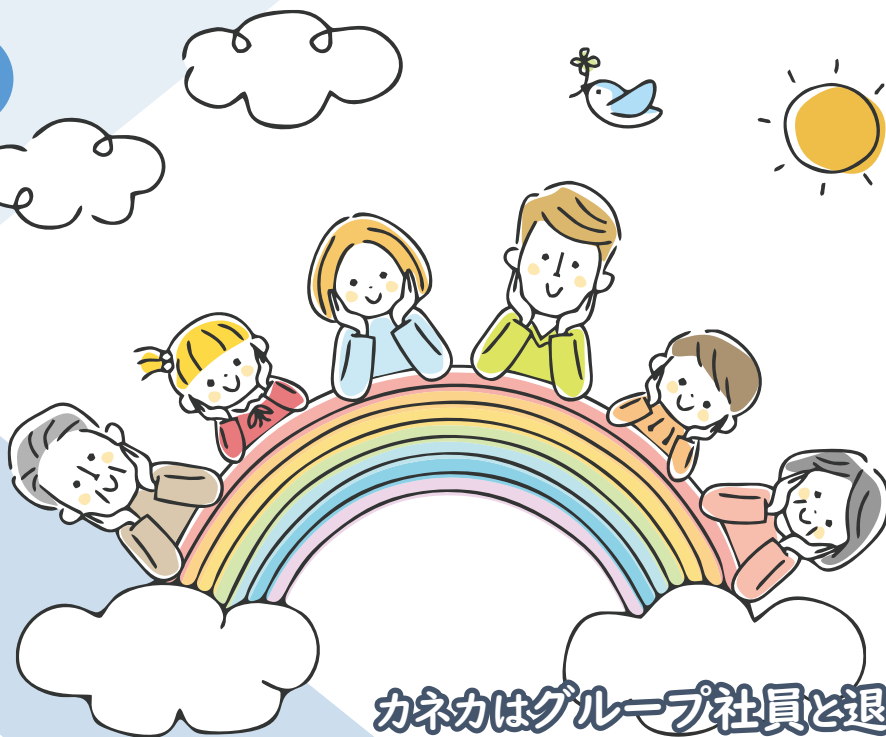


海外でも補償※2
約 **28%** ※1
割引

生活総合補償プランのご案内

団体総合生活補償保険（MS&AD型）



カネカはグループ社員と退職者
およびそのご家族の健康を願っています

申込締切日 **2025年5月30日（金）**

保険期間 **2025年6月25日 午後4時から 2026年6月25日 午後4時までの1年間**

保険料の払込方法
＜役員・従業員の方＞ **2025年9月から毎月給与控除（月払）**
＜退職者の方＞ **2025年9月25日に指定の口座より引落し（年払）**

本パンフレットには「**団体総合生活補償保険（MS&AD型）パンフレット別冊**」（以下、「**パンフレット別冊**」といいます。）が付いています。
お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。アクセス方法は本パンフレットの「**ご注意事項**」をご確認ください。

※1 団体割引25%適用、損害率による割引5%適用。団体割引は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

※2 オプションの「日常生活賠償」は一部国内のみ補償、「ホールインワン・アルバトロス費用」と「先進医療費用」は、日本国内のみ補償となります。

「親介護」は年令によって日本国内における公的介護保険制度の認定を必要とする場合があります。

（注）インターネットからお手続きされる場合は、「本パンフレット」および「パンフレット別冊」の記載のうち「加入申込票」を「ネット手続き画面」に、「記入/記載」を「入力」に読み替えてください。

カネカグループ 生活総合補償プラン

カネカグループで働く
役員・従業員・退職者と
ご家族の皆さまをサポートします

ご家族も加入できます



カネカグループ「生活総合補償プラン」は、必要な補償を組み合わせることで加入いただけます

NEW

- ✓ オプションの親介護一時金に要介護2以上を補償するO2セットを新設しました。
O2セットは、要介護3よりも軽い要介護2以上の状態になられた際に保険金をお支払いします。
親御さまの介護にそなえて、ご加入をご検討ください。



おすすめ

基本コース

日本国内・海外とも補償

現役：5～6ページ

退職者：13～14ページ

A2・A3
セット

病気とケガ
補償コース



病気と、さまざまな
事故によるケガに
備える

B5・B6
セット

ケガ
補償コース



さまざまな事故に
よるケガに備える
※B6セットは交通事故による
ケガのみの補償となります。



現役：7～9ページ

退職者：15～17ページ

病気とケガ補償コース
にのみセット可能

オプション

P1
セット

三大疾病診断
オプション



S1
セット

先進医療費用
オプション



L2
セット

日常生活賠償
オプション



Y3
セット

携行品損害
オプション



H3
セット

ホールインワン・
アルバトロス費用
オプション



X1
セット

所得補償
オプション

役員・従業員のみ



O1
セット

O2
セット

親介護一時金
オプション



保険の特長

日常生活でのさまざまなケガや交通事故によるケガを補償します
さらに、A2、A3セットは病気も補償します！

1 Point

保険料に約28%の割引を適用！！

団体割引25%、損害率による割引5%を適用しています。団体割引は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

2 Point

短期間の入通院も補償

通院保険金は1日目から、入院保険金は日帰りから長期入院（180日限度）も補償します！
通院保険金はケガ補償コースのみ。

3 Point

生活サポートサービスをセット

健康・医療・介護や、暮らしのトラブル・税務に関する電話相談を通話料無料でお受けする「生活サポートサービス」がご利用いただけます。（「生活サポートサービス」は「パンフレット別冊」の最終ページをご参照ください。）

この保険は株式会社カネカが保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

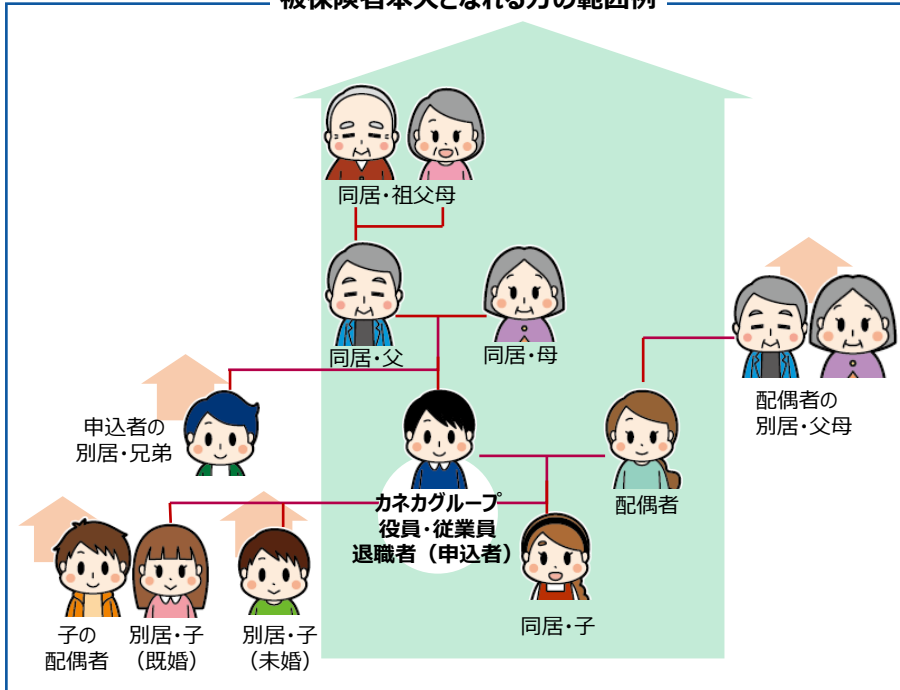
お申込人となれる方（全コース共通）

●お申込人となれる方は株式会社カネカおよびそのグループ会社の役員・従業員・退職者に限ります。

被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方

（注）P10、18の継続のみプランについてはそれぞれのページをご参照ください。

被保険者本人となれる方の範囲例



●被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、株式会社カネカおよびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

●「疾病補償特約」、「三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約」、「先進医療費用保険金補償特約」の被保険者（補償の対象者）本人（*）となれるのは、上記に追加して、保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方でかつ健康に関する告知の結果、加入できると判定された方です。

●「退職者向けのケガを補償するコース」の被保険者（補償の対象者）本人（*）となれるのは、上記に追加して、保険期間の開始時点で満75才以下の方です。（「役員・従業員向けのケガを補償するコース」には年齢制限はありません。）

●オプション特約「所得補償特約」の被保険者（補償の対象者）本人（*）となれるのは、株式会社カネカおよびそのグループ会社の役員・従業員で、保険期間の開始時点で15才以上64才以下かつ健康に関する告知の結果、加入できると判定された方です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

※親介護一時金の補償の対象者（特約被保険者）となれる方の範囲は9・17ページをご参照ください。

保険の特長

生活総合補償プランの補償内容一覧

今回の募集では、以下の特約がセットされています。「パンフレット別冊」にて、該当する保険金・特約部分をご確認ください。
※すべてのコースに「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされます。

			募集セット名	
	特約名	保険金の種類	役員・従業員	退職者
基本コース	傷害補償（MS & AD型）特約	傷害保険金	A2・A3・ B5・B6・ D1・D2・ F1・F2・F3	A2・A3・ B5・B6・ A・B・C・ B1・C1
	疾病補償特約 特定精神障害補償特約セット	疾病保険金	A2・A3	A2・A3
	疾病手術保険金等支払倍率変更特約	疾病放射線治療保険金		
	交通事故危険のみ補償特約	—	B6・F2	B6
	交通事故危険増額支払 （保険金額別建用）特約	—	D1・D2・F1	A・B・C
オプション	家族型への変更に関する特約	—	F1・F2・F3	—
	就業中の傷害危険対象外特約	—	D1・F1	—
	夫婦型への変更に関する特約	—	—	B・C・B1・C1
	天災危険補償特約	—	B5・F3	B5
	食中毒補償特約	—	A2・A3・B5	A2・A3・B5
	熱中症危険補償特約	—	A2・A3・B5	A2・A3・B5
	所得補償（MS & AD型）特約 骨髄採取手術に伴う入院補償特約 （所得補償特約用）セット	所得補償保険金	X1	—
	日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金	L2・M2	L2・M2
	携行品損害補償特約 新価保険特約 （携行品損害補償特約用）セット	携行品損害保険金	Y3・Z1・ Z2・Z3	Y3・X3
	ホールインワン・アルバトロス費用補償 特約（団体総合生活補償保険用）	ホールインワン・アルバトロス費用保険金	H3	H3
	三大疾病診断保険金補償（待機期間 不設定型）特約	三大疾病診断保険金	P1	P1
	先進医療費用保険金補償特約 特定精神障害補償特約セット	先進医療費用保険金	S1	S1
	親介護一時金支払特約	親介護一時金	O1	O1
	親介護一時金支払特約 要介護3以上から要介護2以上への補 償範囲拡大に関する特約（介護一時 金支払特約用）セット	親介護一時金	O2	O2

ここからは 役員・従業員の皆さまへ のご案内ページです

(4~11ページ)



お申込方法

役員・従業員の方

申 込 締 切 日 : 2025年5月30日 (金)

加入申込票提出先 : 最寄のカネカ保険センター 窓口

インターネットからもお手続きいただけます。

◆新しく加入される方

インターネットの「申込」で手順画面お手続きください。(書類のご提出は不要です)
「加入申込票」を使用される場合は、提出期限までにご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

◆前年から加入されている方 : 自動継続方式

ご加入内容に変更のない場合、インターネットでのお手続きおよび「加入申込票」のご提出は不要です。

*自動継続の取扱いについて

ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

◆ご加入内容の変更をご希望の方

インターネットの「申込手順画面」でお手続きください。(書類のご提出は不要です)
「加入申込票」を使用される場合は、変更内容をご記入・ご署名のうえ、提出期限までにご提出ください。
A2セット・A3セット・X1セット・P1セット・S1セット・O2セットに新規加入される場合、加入口数を増加される場合は健康に関する告知が必要となります。

◆継続されない方

インターネットの「申込手順画面」でお手続きください。(書類のご提出は不要です)
「加入申込票」を使用される場合は、「継続加入しない」に○をし、ご署名のうえ、提出期限までにご提出ください。



病気とケガ補償コース＜本人型＞

事故によるケガだけではなく、**病気**による**入院・手術・放射線治療**にも備えたい方 **食中毒・熱中症**も補償

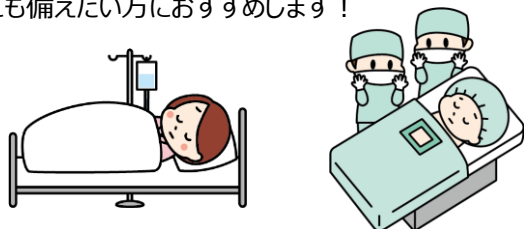
保険金額と保険料【10口限度】			A2セット		A3セット	
			おすすめ 3口	お手軽 1口	おすすめ 3口	お手軽 1口
ケガ	傷害死亡・後遺障害保険金額（※）		600万円	200万円	300万円	100万円
	傷害入院保険金日額	支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日	3,000円	1,000円	3,000円	1,000円
	傷害手術保険金		入院中の手術：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5			
病気	疾病入院保険金日額	支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日	3,000円	1,000円	3,000円	1,000円
	疾病手術保険金		入院中の手術：疾病入院保険金日額×20 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額×5			
	疾病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額×10			
特約	食中毒補償特約		○		○	
	熱中症危険補償特約		○		○	
月払保険料	被保険者年令 2025年6月25日時点の満年令	生後15日～4才	1,020円	340円	750円	250円
		5～9才	930円	310円	660円	220円
		10～14才	840円	280円	570円	190円
		15～19才	840円	280円	570円	190円
		20～24才	900円	300円	630円	210円
		25～29才	1,020円	340円	750円	250円
		30～34才	1,110円	370円	840円	280円
		35～39才	1,110円	370円	840円	280円
		40～44才	1,110円	370円	840円	280円
		45～49才	1,230円	410円	960円	320円
		50～54才	1,410円	470円	1,140円	380円
		55～59才	1,710円	570円	1,440円	480円
		60～64才	2,220円	740円	1,950円	650円
		65～69才	3,030円	1,010円	2,760円	920円

（※）死亡された場合は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、後遺障害が発生した場合は後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

おすすめ Point

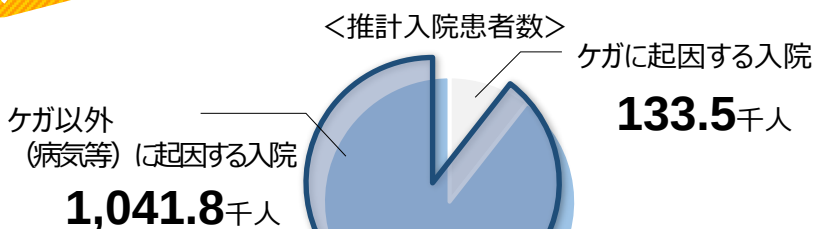
病気とケガ補償コースは

事故によるケガだけではなく、**病気**による**入院・手術・放射線治療**にも備えたい方におすすめします！



知ってますか？

病気等による入院が約9割



出典：厚生労働省「令和5年 患者調査の概況」



ケガ補償コース＜本人型＞

交通事故や日常生活でのケガに備えたい方

自転車をよく利用される方は、B6セットとオプションの日常生活賠償（L2）を組み合わせることをおすすめします。

保険金額と保険料【B5:10口限度、B6:5口限度】		B5セット		B6セット	
		おすすめ 3口	お手軽 1口	おすすめ 3口	お手軽 1口
ケガ	傷害死亡・後遺障害保険金額（※）	300万円	100万円	600万円	200万円
	傷害入院保険金日額 支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日	3,000円	1,000円	6,900円	2,300円
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5			
	傷害通院保険金日額 支払対象期間：180日 支払限度日数：90日	3,000円	1,000円	4,500円	1,500円
特約	天災危険補償特約	○		—	
	食中毒補償特約	○		—	
	熱中症危険補償特約	○		—	
	交通事故によるケガのみ補償	—		○	
月払保険料		1,260円	420円	720円	240円

●A2・A3・B5・B6・セットの限度口数は、単セットの限度口数となります。複数の基本セットに加入される場合は、傷害入院保険金日額は合計15,000円以内、傷害通院保険金日額は合計15,000円以内（15才未満の傷害通院保険金日額は10,000円以内）となるような口数でお申込みください。1つのセットで事故の内容によって支払われる保険金額が異なる場合は、高い保険金額を基準に計算してください。

●B6セットには、交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。（交通事故の詳細については、「パンフレット別冊」の【※印の用語のご説明】をご参照ください。）

（※）死亡された場合は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、後遺障害が発生した場合は後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

入院保険金日額の考え方

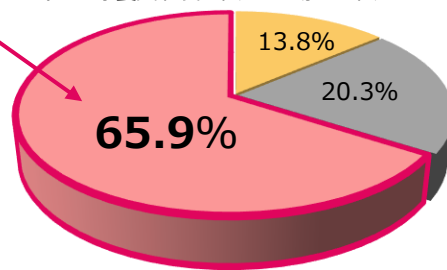
①入院1日あたりの自己負担費用

入院1日あたりの自己負担費用は**6割以上の方が10,000円以上**です。
入院時に個室を希望する場合、差額ベッド代が必要になります。一日あたりの平均徴収額は約2,700円（4人部屋）～約8,400円（個室）※2となります。

※2：厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況（令和5年7月1日現在）」

入院時の1日あたりの自己負担費用※1

※1：治療費/食事代/差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。（高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額）



生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」から作成

②健康保険の自己負担費用

健康保険の自己負担分は、高額療養費制度の対象となる場合があります。

例：年収約370万円～約770万円の場合（70才未満/標準報酬月額28万円～50万円）
高額療養費制度により月額80,100円+αを超える負担額は還付されます。
ひと月の上限額（世帯ごと）：80,100円+（医療費－267,000円）×1%

出典：厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」（2025年2月現在）
ただし、自己負担上限額は、各健康保険により異なります。

オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

身の回りの補償を充実させたい方

日常生活賠償特約



- ・日本国内・海外とも補償*
 - ・日本国内の事故のみ示談交渉サービス付
- *一部、国内のみ補償

セット名	L2
日常生活賠償 保険金額	2億円
月払保険料	110円

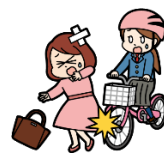
1口
限度

基本コース

病気とケガ補償
<本人型>ケガ補償
<本人型>

例えば

こんな時にお役に立ちます

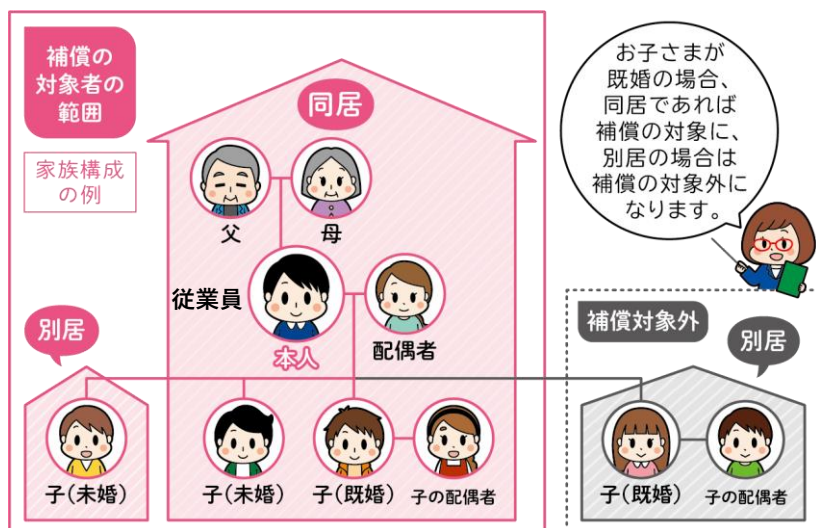
お店の商品を過って壊し、
法律上の損害賠償責任を負った自転車搭乗中、通行人にケガをさせ、
法律上の損害賠償責任を負った

日常生活賠償の補償の対象者の範囲

加入申込票の被保険者欄記載の方（本人）に加え、保険金支払事由発生時において下記の続柄の方が被保険者（補償の対象者）となりますので、**ご家族がお一人ずつご加入いただく必要はありません。**

■ カネカグループの従業員を加入申込票の被保険者欄記載の方（本人）とした場合の例

加入申込票の被保険者欄記載の方（本人）に加え、保険金支払事由発生時点において次の続柄の方が被保険者となります。



- 本人の配偶者
- 本人またはその配偶者の同居の親族（注1）
- 本人またはその配偶者の別居の未婚の子（注2）の子（注3）
- 本人および a) から c) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（注4）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

- （注1）「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- （注2）「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- （注3）「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。
- （注4）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

携行品損害補償特約 新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット

1口
限度

基本コース

病気とケガ補償
<本人型>ケガ補償
<本人型>

例えば

こんな時にお役に立ちます

海外旅行中、
ハンドバッグを
ひったくられた外出先で誤って
カメラを落として
壊した

【ご注意】

※損害の額は1個、1組または1対のものについて、10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。（自己負担額：3,000円）

●携行品の損害が被保険者の自宅（敷地を含みます）内において発生した場合は保険金支払の対象となりません。

オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)



1口
限度

基本コース

病気とケガ
＜本人型＞

ケガ補償
＜本人型＞

・日本国内のみ補償

セット名	H3
ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金額	20万円
月払保険料	160円

例えば

こんな時にお役に立ちます

ホールインワンを達成し、祝賀会を開催したため、費用が発生した。

- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は「パンフレット別冊」の【保険金のお支払いについて】(23～24ページ)をご参照ください。

- ① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
- ② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合



働けなくなったときの所得補償に備えたい方

所得補償特約 骨髄採取手術に伴う入院補償特約 (所得補償特約用) セット



20口
限度

基本コース

病気とケガ補償
＜本人型＞

ケガ補償
＜本人型＞

・ケガや病気で働けなくなり、収入が減少したときにお役に立ちます。

セット名	所得補償 保険金額	月払保険料 (1口あたり)				
X1	1万円	15-19才	20-24才	25-29才	30-34才	35-39才
		40円	60円	60円	80円	100円
		40-44才	45-49才	50-54才	55-59才	60-64才
		120円	140円	170円	180円	190円

例えば

こんな時にお役に立ちます



交通事故でケガをして入院し、働けなくなった



病気により、医師の治療を受けながら自宅療養し、働けなくなった

(2025年6月25日時点の被保険者の満年齢でご加入ください。2025年6月25日時点で15才以上64才以下の役員・従業員の方が対象です。)

- 保険金額の設定について：保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額※の50%以下で適切な保険金額をお決めください。就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。
- なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

平均月間所得額の詳細については、「パンフレット別冊」の【※印の用語のご説明】をご参照ください。

- 免責期間：7日
- てん補期間：1年

医療補償を充実させたい方

三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約



6口
限度

基本コース

病気とケガ補償
＜本人型＞

ケガ補償
＜本人型＞

セット名	三大疾病診断 保険金額	月払保険料 (1口あたり)				
P1	50万円	生後15日-24才	25-29才	30-34才	35-39才	40-44才
		30円	90円	160円	240円	360円
		45-49才	50-54才	55-59才	60-64才	65-69才
		540円	660円	1,050円	1,990円	2,660円

こんな時にお役に立ちます

がんと診断され、治療を開始したまたは、脳卒中・急性心筋梗塞により治療のため入院を開始した



(2025年6月25日時点の満年齢でご加入ください。)

オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

先進医療費用保険金補償特約



・日本国内のみ補償

セット名	先進医療費用 保険金額	月払保険料
S1	1,000万円	60円

1口
限度

基本コース

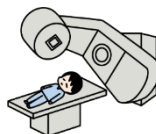
病気とケガ補償
＜本人型＞

ケガ補償
＜本人型＞

例えば

こんな時にお役に立ちます

病気やケガの
治療のために
先進医療を受けた



先進医療を
受けるために
交通費・宿泊費が
かかった



親介護一時金支払特約



3口
限度

基本コース

病気とケガ補償
＜本人型＞

ケガ補償
＜本人型＞

例えば

こんな時にお役に立ちます

親御さまが要介護状態※になり、
30日を超えて継続した場合



※要介護状態の詳細については、「パンフレット別冊」の【※印の用語のご説明】をご参照ください。

＜要介護3以上＞



・新規ご加入はできません。現在ご加入中の方のみご継続いただけます。増口・減口ともにできません。
・健康に関する告知に該当し、O2セットに変更できない場合は、代理店カネカ保険センターまでご連絡ください。

セット名	親介護 一時金額	月払保険料 (特約被保険者(親御さま)1名あたり) (1口あたり)			
		20-49才	50-54才	55-59才	60-64才
O1	100万円	10円	30円	60円	140円
		65-69才	70-74才	75-79才	80-84才
		310円	690円	1,500円	3,840円

(2025年6月25日時点の特約被保険者の満年齢でご加入ください。2025年6月25日時点で満20才以上満84才以下の方が対象です。)

要介護3の状態の目安※

中等度の介護を必要とする状態

- ◆立ち上がり・片足での立位保持
・ひとりできない
- ◆食事・衣服の着脱・排泄
・介助を必要とする
- ◆理解・行動
・認知機能の低下がみられ、それに伴い、暴言や徘徊、幻覚や妄想などの症状がみられることがある

NEW

＜要介護2以上＞



O1セットにご加入の方がO2セットへ変更される場合は、改めて健康に関する告知が必要です。

セット名	親介護 一時金額	月払保険料 (特約被保険者(親御さま)1名あたり) (1口あたり)				
		20-44才	45-49才	50-54才	55-59才	60-64才
O2	100万円	10円	20円	40円	90円	200円
		65-69才	70-74才	75-79才	80-84才	
		470円	1,080円	2,390円	6,190円	

(2025年6月25日時点の特約被保険者の満年齢でご加入ください。2025年6月25日時点で満20才以上満84才以下の方が対象です。)

※ 出典：公益財団法人 生命保険文化センターHP「ひと目でわかる生活設計情報」をもとに引受保険会社で作成。

要介護2の状態の目安※

軽度の介護を必要とする状態

- ◆立ち上がり・片足での立位保持
・何らかの支えを必要とする
- ◆食事・排泄
・手助けを必要とすることがある
- ◆理解・行動
・物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある

親介護一時金の補償の対象者（特約被保険者）の範囲

本人の親御さまのうち、この特約の被保険者として加入申込票の特約被保険者欄に記載の方で、次のすべてに該当する方が特約被保険者となります。

＜特約被保険者となる方＞

- ①基本コースに加入される被保険者本人の親御さま（姻族を含みます。同居の有無は問いません。）
- ②保険始期日時点で、満20才以上満84才以下の方で、健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方。

例)

基本コースに加入される被保険者の親御さま（＝血族）	○
基本コースに加入される被保険者の配偶者の親御さま（＝姻族）	○

※左記のうち最大2名まで加入いただけます。その場合、2名は同じ口数・セットでのご加入となります。

●オプション特約（三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約・親介護一時金支払特約を除く）をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

＜ご注意＞こちらのページに掲載のセットは新規でご加入いただけません ～「継続」または「脱退」のみの取扱いとなります。～

【被保険者となる方】

＜本人型＞

●被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、株式会社カネカおよびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

＜家族型＞

●被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、株式会社カネカおよびそのグループ会社の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
●家族型で補償の対象となる方は、加入申込票に記載する被保険者（補償の対象者）本人（*）に加え、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

保険金額と保険料（1口あたり）

基本コース【交通事故※²増額補償コース】

＜本人型＞

セット名	D1		D2	
	就業中の危険対象外※ ¹		24時間補償	
	交通事故※ ² 以外のケガ	交通事故※ ² のケガ	交通事故※ ² 以外のケガ	交通事故※ ² のケガ
傷害死亡・後遺障害保険金額	480万円	960万円	180万円	360万円
傷害入院保険金日額	2,800円	5,600円	2,300円	4,600円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5			
傷害通院保険金日額	1,500円	3,000円	1,500円	3,000円
月払保険料	870円		880円	
加入限度口数	2口		3口	

※¹ 就業中の傷害危険対象外特約がセットされていますので、職業または職務に従事している間のケガは保険金支払の対象外です。通常の通勤途上は保険金支払の対象になります。

※² 交通事故の詳細については、「パンフレット別冊」の【※印の用語のご説明】をご参照ください。

■D1・F1セットの被保険者（補償の対象者）本人としてご加入できる方は有職者の方に限ります。家事従事者、学生、無職者、住居と職場を同じくする方または個人事業主、役員など仕事（就業）中と否との区別が明らかでない職種の方は、被保険者（補償の対象者）本人としてご加入にはなりませんのでご注意ください。

■D1・D2・F1セットには交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約がセットされています。ケガの種類によって保険金額が異なりますので、ご確認ください。（詳細は「パンフレット別冊」の【特約のご説明】をご参照ください。）

基本コース【ケガのみ補償】

＜家族型＞

セット名			家族型	
			F2	F3
ケガ	傷害死亡・後遺障害保険金額	本 人	1,000万円	500万円
		配偶者	1,000万円	400万円
		親 族	640万円	255万円
	傷害入院保険金日額	本 人	6,000円	3,000円
		配偶者	5,000円	3,000円
		親 族	4,500円	3,000円
	傷害手術保険金	本 人	入院中の手術： 傷害入院保険金日額×10	
		配偶者	入院中以外の手術： 傷害入院保険金日額×5	
		親 族		
	傷害通院保険金日額	本 人	4,000円	2,000円
		配偶者	4,000円	2,000円
		親 族	2,500円	1,500円
特約	天災危険補償特約		－	○
	交通事故のケガのみ補償		○	－
月払保険料			1,690円	3,440円
加入限度口数			1口	5口

■F2セットには、交通事故危険のみ補償特約がセットされています。（交通事故の詳細については、「パンフレット別冊」の【※印の用語のご説明】をご参照ください。）

上記セットの傷害入院保険金・傷害通院保険金の支払対象期間・支払限度日数は以下のとおりとなります。

	支払対象期間	支払限度日数
傷害入院保険金	1,095日	180日

	支払対象期間	支払限度日数
傷害通院保険金	180日	90日

＜家族型＞

セット名		F1	
		本人…就業中の危険対象外※1 配偶者・親族…24時間補償	
		交通事故※2 以外のケガ	交通事故※2 のケガ
傷害死亡・ 後遺障害 保険金額	本 人	500万円	1,000万円
	配偶者	400万円	800万円
	親 族	255万円	510万円
傷害入院保険金 日額	本 人	3,000円	6,000円
	配偶者		
	親 族		
傷害手術保険金	本 人	入院中の手術： 傷害入院保険金日額×10	
	配偶者	入院中以外の手術： 傷害入院保険金日額×5	
	親 族		
傷害通院保険金 日額	本 人	2,000円	4,000円
	配偶者	2,000円	4,000円
	親 族	1,500円	3,000円
月払保険料		3,510円	
加入限度口数		2口	

オプション特約：日常生活賠償特約

ご加入の基本コース	ケガ補償＜家族型＞
セット名	M2
日常生活賠償保険金額	2億円
月払保険料	110円
加入限度口数	1口

■オプションの「日常生活賠償」については、本人型・家族型に関わらず加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方（補償の対象者）に加え、その方を基準として被保険者（補償の対象者）となるご家族の範囲が決定します。詳細は本パンフレット7ページをご参照ください。

オプション特約：携行品損害補償特約

ご加入の基本コース	ケガ補償＜家族型＞		
セット名	Z1	Z2	Z3
携行品損害保険金額（自己負担額：1事故につき3,000円）	20万円	15万円	10万円
月払保険料	140円	110円	90円
加入限度口数	1口		

■本パンフレット7ページ掲載の携行品損害補償特約の【ご注意】をご確認ください。

損害保険から生命保険へ「簡易告知」で契約移行

「病氣とケガ補償コース（団体総合生活補償保険（MS&AD型））」
にご加入いただくと退職時または退職後はじめて迎える満期時に簡単な告知で
三井住友海上あいおい生命の「医療保険Aセレクト※」へ移行できる場合があります。

「健康状況告知」において一定の条件を満たす場合は、「医療保険Aセレクト※」への簡易告知制度がご利用いただけます。
詳細はカネカ保険センター株式会社へお問い合わせください。

※「医療保険Aセレクト」は「医療保険(無解約返戻金型)(22)無配当」の販売名称です。

将来の医療保障準備を見据え、
「病氣とケガ補償コース」に
加入しておきましょう！

Point1

終身保障なので
一生涯保障！

Point2

保険料は
一生涯定額！

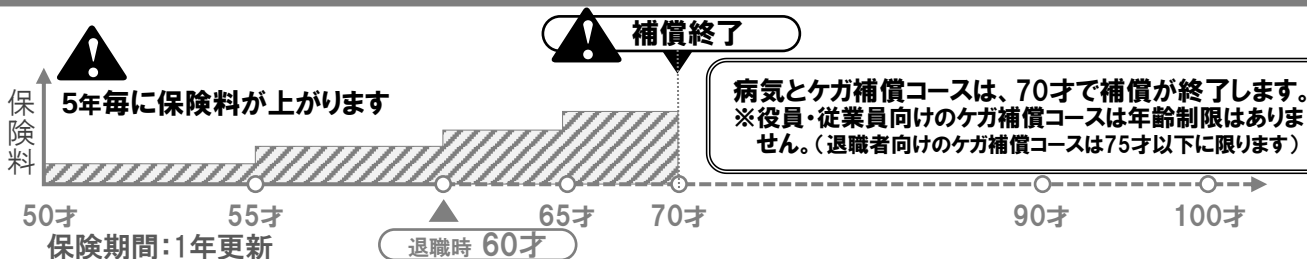
Point3

簡易な告知で
移行できる

Point4

お手続きが簡単！

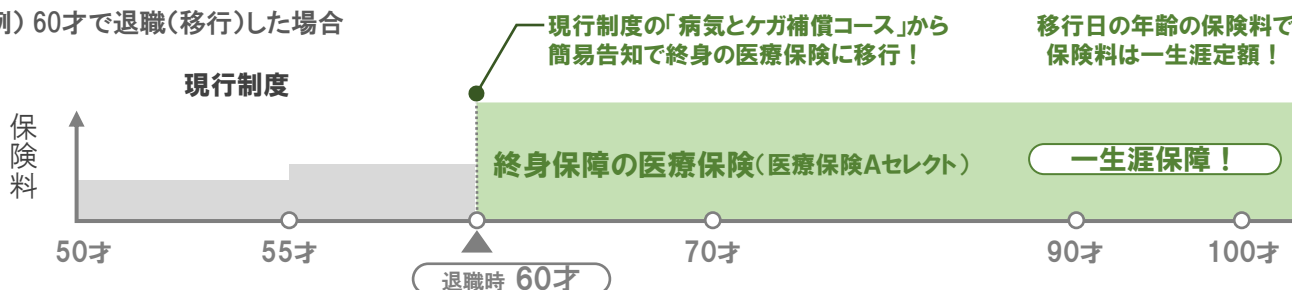
現行制度 病氣とケガ補償コース[団体総合生活補償保険（MS&AD型）]



退職者向け医療保険（医療保険Aセレクト）

引受保険会社：三井住友海上あいおい生命

（例）60才で退職（移行）した場合



- ※ 移行前契約と移行後契約の補償（保障）は異なります。商品内容の詳細については、必ず各商品の「パンフレット」「チラシ」等をご覧ください。
- ※ 三井住友海上あいおい生命で既にご契約がある方等、ご契約内容によっては移行できない場合や特約が付加できない場合があります。
- ※ 移行後契約は、2024年2月現在の商品に記載しています。今後変更となる場合がありますので、移行時に必ず移行後契約の商品内容をご確認ください。
- ※ 医療保険Aセレクトについて：生命保険契約のご検討の際は必ず「契約概要（移行制度専用）」「注意喚起情報（移行制度専用）」「ご契約のしおり・約款」「ご契約のしおり・約款（移行制度専用）」をご覧ください。

「病氣とケガ補償コース」で所定の条件※1を満たした場合、簡易な告知で移行可能です！

「病氣とケガ補償コース」の補償を三井住友海上あいおい生命の医療保険へ移行します。

※1 所定の条件は以下のとおり

- ① 「病氣とケガ補償コース」の被保険者であること
- ② 「病氣とケガ補償コース」に継続して2年以上加入していること
- ③ 加入していた「病氣とケガ補償コース」の疾病入院保険金日額が3,000円以上であること
- ④ 過去2年以内に疾病入院保険金、疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の支払いがないこと
- ⑤ 移行が退職時または退職後はじめて迎える満期時であること
- ⑥ 保険金額など、「病氣とケガ補償コース」の加入内容より保険責任が拡大・増額しないこと
- ⑦ 「ガンに関する告知に該当しないこと」

告知事項⇒「過去5年間にガンにより、医師による手術または医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがないこと」
（ガンには、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含みます）

【移行後契約の引受保険会社】 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 関西企業営業部 関西企業営業第一課

大阪府 大阪市 中央区 北浜 4丁目3-1 TEL 06-6229-3242

<代理店・扱者> カネカ保険センター株式会社 大阪府 大阪市 西区 土佐堀 1丁目3-18 TEL 06-6225-6670 FAX 06-6449-5456

ここからは 退職者の皆さまへ のご案内ページです

(12~18ページ)



- 病気を補償するコースで被保険者本人となれる方の年齢は、保険期間の開始時点で生後15日以上満69才以下の方に限ります。
- ケガを補償するコースで被保険者本人となれる方の年齢は、保険期間の開始時点で満75才以下の方に限ります。

お申込方法

退職者の方

加入申込票提出期限：2025年5月30日（金）

加入申込票提出先：カネカ保険センター 窓口（同封の返信用封筒をご利用ください）

◆新しく加入される方

「加入申込票」にご記入・ご署名のうえ、提出期限までにご提出ください。

◆前年、役員・従業員の方用のセットに加入されていて、退職された方

退職者の方用のセットに移行される場合は、新たに加入申込票をご提出ください。

病気とケガ補償コースに前年ご加入されている方で、口数の増加やオプション「三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約」や「先進医療費用保険金補償特約」に新規加入されない場合は、健康に関する告知は不要です。

「親介護一時金支払特約」（O 2セット）に追加加入される場合、**親介護専用**の健康に関する告知が必要となります。

◆前年から加入されている方：自動継続方式

ご加入内容に変更のない場合、「加入申込票」のご提出は不要です。

*自動継続の取扱いについて

ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。）

◆ご加入内容の変更をご希望の方

「加入申込票」に変更内容をご記入・ご署名のうえ、提出期限までにご提出ください。

A2セット・A3セット・P 1セット・S1セット・O2セットに追加加入される場合、加入口数を増加される場合は健康に関する告知が必要となります。

◆指定口座の変更をされる場合

必ず預金者ご本人が同封の「預金口座振替申込書」にご記入・口座お届け印を押印（またはお届けサインをご記入）のうえ、ご提出ください。

◆継続されない方

「加入申込票」の「継続加入しない」に○をし、ご署名のうえ、提出期限までにご提出ください。

基本コース

4つのセットからお選びください（13～14ページ掲載のA2・A3・B5・B6セット）



病気とケガ補償コース<本人型>

事故によるケガだけではなく、**病気**による**入院・手術・放射線治療**にも備えたい方 **食中毒・熱中症**も補償

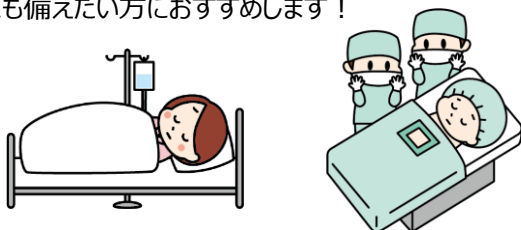
保険金額と保険料 【3口以上10口限度】 (注) 4口以上の保険料・保険金額は1口の保険料・保険金額の該当口数倍になります。			A2セット		A3セット	
			3口	1口	3口	1口
ケガ	傷害死亡・後遺障害保険金額 (※)		600万円	200万円	300万円	100万円
	傷害入院保険金日額 支払対象期間: 1,095日 支払限度日数: 180日		3,000円	1,000円	3,000円	1,000円
	傷害手術保険金		入院中の手術 : 傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金日額×5			
病気	疾病入院保険金日額 支払対象期間: 1,095日 支払限度日数: 180日		3,000円	1,000円	3,000円	1,000円
	疾病手術保険金		入院中の手術 : 疾病入院保険金日額×20 入院中以外の手術 : 疾病入院保険金日額×5			
	疾病放射線治療保険金		疾病入院保険金日額×10			
特約	食中毒補償特約		○		○	
	熱中症危険補償特約		○		○	
年払保険料	被保険者年令 2025年6月25日時点の満年令	生後15日～4才	11,100円	3,700円	8,100円	2,700円
		5～9才	10,320円	3,440円	7,320円	2,440円
		10～14才	9,090円	3,030円	6,090円	2,030円
		15～19才	9,210円	3,070円	6,210円	2,070円
		20～24才	10,050円	3,350円	7,050円	2,350円
		25～29才	11,130円	3,710円	8,130円	2,710円
		30～34才	12,090円	4,030円	9,090円	3,030円
		35～39才	12,270円	4,090円	9,270円	3,090円
		40～44才	12,330円	4,110円	9,330円	3,110円
		45～49才	13,560円	4,520円	10,560円	3,520円
		50～54才	15,600円	5,200円	12,600円	4,200円
		55～59才	18,900円	6,300円	15,900円	5,300円
		60～64才	24,150円	8,050円	21,150円	7,050円
		65～69才	33,240円	11,080円	30,240円	10,080円

(※) 死亡された場合は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、後遺障害が発生した場合は後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

おすすめ Point

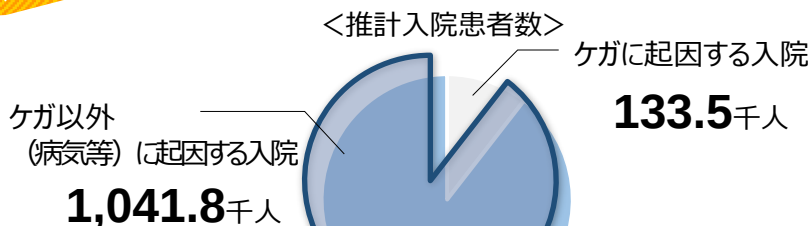
病気とケガ補償コースは

事故によるケガだけではなく、**病気**による**入院・手術・放射線治療**にも備えたい方におすすめします！



知ってますか？

病気等による入院が約9割



出典：厚生労働省「令和5年 患者調査の概況」



ケガ補償コース＜本人型＞

交通事故や日常生活でのケガに備えたい方

自転車をよく利用される方は、B6セットとオプションの日常生活賠償（L2）を組み合わせていることをおすすめします。

保険金額と保険料【B5:10口限度、B6:5口限度】		B5セット		B6セット	
		おすすめ 3口	お手軽 1口	おすすめ 3口	お手軽 1口
ケガ	傷害死亡・後遺障害保険金額（※）	300万円	100万円	600万円	200万円
	傷害入院保険金日額 支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日	3,000円	1,000円	6,900円	2,300円
	傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5			
	傷害通院保険金日額 支払対象期間：180日 支払限度日数：90日	3,000円	1,000円	4,500円	1,500円
特約	天災危険補償特約	○		—	
	食中毒補償特約	○		—	
	熱中症危険補償特約	○		—	
	交通事故によるケガのみ補償	—		○	
年払保険料		13,590円	4,530円	7,890円	2,630円

●A2・A3・B5・B6セットの限度口数は、単セットの限度口数となります。複数の基本セットに加入される場合は、傷害入院保険金日額は合計15,000円以内、傷害通院保険金日額は合計15,000円以内（15才未満の傷害通院保険金日額は10,000円以内）となるような口数でお申込みください。1つのセットで事故の内容によって支払われる保険金額が異なる場合は、高い保険金額を基準に計算してください。

●B6セットには、交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガに限り保険金をお支払いします。（交通事故の詳細については、「パンフレット別冊」の「※印の用語のご説明」をご参照ください。）

（※）死亡された場合は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、後遺障害が発生した場合は後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

入院保険金日額の考え方

①入院1日あたりの自己負担費用

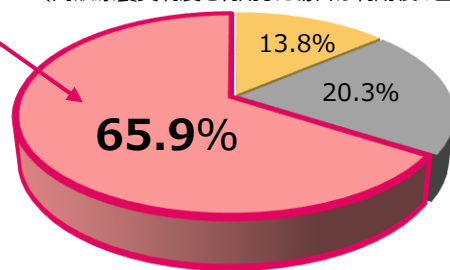
入院1日あたりの自己負担費用は6割以上の方が10,000円以上です。

入院時に個室を希望する場合、差額ベッド代が必要になります。一日あたりの平均徴収額は約2,700円（4人部屋）～約8,400円（個室）※2となります。

※2：厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況（令和5年7月1日現在）」

入院時の1日あたりの自己負担費用※1

※1：治療費/食事代/差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。（高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額）



■～4,999円 ■5,000～9,999円 ■10,000円～

生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」から作成

②健康保険の自己負担費用

健康保険の自己負担分は、高額療養費制度の対象となる場合があります。

例：年収約370万円～約770万円の場合（70才未満/標準報酬月額28万円～50万円）

高額療養費制度により月額80,100円+αを超える負担額は還付されます。

ひと月の上限額（世帯ごと）：80,100円+（医療費－267,000円）×1%

出典：厚生労働省「高額療養費制度を利用される皆さまへ」（2025年2月現在）

ただし、自己負担上限額は、各健康保険により異なります。

身の回りの補償を充実させたい方

日常生活賠償特約



- ・日本国内・海外とも補償*
- ・日本国内の事故のみ示談交渉サービス付

*一部、国内のみ補償

セット名	L2
日常生活賠償 保険金額	2億円
年払保険料	1,240円

1口
限度

基本コース

ケガ補償
＜本人型＞

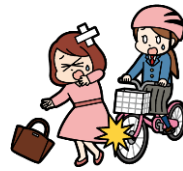
病気とケガ補償
＜本人型＞

例えば

こんな時にお役に立ちます



お店の商品を過って壊し、
法律上の損害賠償責任を負った



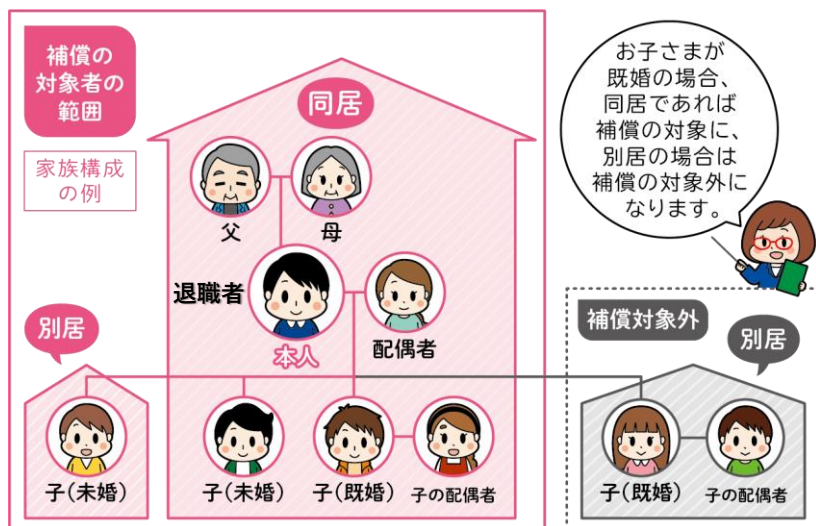
自転車搭乗中、通行人にケガをさせ、
法律上の損害賠償責任を負った

日常生活賠償の補償の対象者の範囲

加入申込票の被保険者欄記載の方（本人）に加え、保険金支払事由発生時において下記の続柄の方が被保険者（補償の対象者）となりますので、**ご家族がお一人ずつご加入いただく必要はありません。**

■ カネカグループの退職者を加入申込票の被保険者欄記載の方（本人）とした場合の例

加入申込票の被保険者欄記載の方（本人）に加え、保険金支払事由発生時点において次の続柄の方が被保険者となります。



- a) 本人の配偶者
- b) 本人またはその配偶者の同居の親族^(注1)
- c) 本人またはその配偶者の別居の未婚^(注2)の子^(注3)
- d) 本人および a) から c) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^(注4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1) 「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2) 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3) 「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。

(注4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)



1口
限度

基本コース

ケガ補償
＜本人型＞

病気とケガ補償
＜本人型＞

- ・日本国内のみ補償

セット名	H3
ホールインワン・ アルバトロス費用 保険金額	20万円
年払保険料	1,800円

例えば

こんな時にお役に立ちます

ホールインワンを達成し、祝賀会を開催したため、費用が発生した。

- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は「パンフレット別冊」の【保険金のお支払いについて】(23～24ページ)をご参照ください。

① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合



●オプション特約（三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約・親介護一時金支払特約を除く）をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

携行品損害補償特約 新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット



1口
限度

基本コース

ケガ補償
＜本人型＞

病気とケガ補償
＜本人型＞

・日本国内・海外とも補償

セット名	Y3
携行品損害 保険金額	保険期間を通じて10万円※ (自己負担額：1事故につき3,000円)
年払保険料	640円

例えば

こんな時にお役に立ちます



海外旅行中、ハンドバッグを
ひったかれた



外出先で誤ってカメラを落として
壊した

【ご注意】

※損害の額は1個、1組または1対のものについて、10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。（自己負担額：3,000円）

●携行品の損害が被保険者の自宅（敷地を含みます）内において発生した場合は保険金支払の対象となりません。

医療補償を充実させたい方

三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約



6口
限度

基本コース

病気とケガ補償
＜本人型＞

ケガ補償
＜本人型＞

例えば

こんな時にお役に立ちます

がんと診断され、治療を開始した
または、脳卒中・急性心筋梗塞により
治療のため入院を開始した



セット名	三大疾病 診断 保険金額	年払保険料（1口あたり）					
P1	50万円	生後15日-19才	20-24才	25-29才	30-34才	35-39才	40-44才
		280円	350円	960円	1,730円	2,630円	3,930円
		45-49才	50-54才	55-59才	60-64才	65-69才	
		5,850円	7,180円	11,420円	21,760円	29,020円	

（2025年6月25日時点の満年齢でご加入ください。）

先進医療費用保険金補償特約



1口
限度

基本コース

病気とケガ補償
＜本人型＞

ケガ補償
＜本人型＞

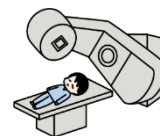
・日本国内のみ補償

セット名	先進医療費用 保険金額	年払保険料
S1	1,000万円	620円

例えば

こんな時にお役に立ちます

病気やケガの
治療のために
先進医療を受けた



先進医療を
受けるために
交通費・宿泊費が
かかった



●オプション特約（三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約・親介護一時金支払特約を除く）をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

オプション特約

ニーズに合わせてお選びください

親介護一時金支払特約



3口
限度

基本コース

病気とケガ補償
＜本人型＞

ケガ補償
＜本人型＞

介護のため一時的に必要となる費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

親御さま（姻族を含む）は、最大2名まで加入いただけます。その場合、2名は同じ口数・セットでのご加入となります。

- フランチイズ期間：30日
- O2セットには、「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」がセットされます。

例えば

こんな時にお役に立ちます

親御さまが要介護状態※になり、30日を超えて継続した場合

※要介護状態の詳細については、「パンフレット別冊」の「※印の用語のご説明」をご参照ください。



＜要介護3以上＞ ・新規ご加入はできません。現在ご加入中の方のみご継続いただけます。増口・減口ともにできません。健康に関する告知に該当し、O2セットに変更できない場合は、代理店カネカ保険センターまでご連絡ください。

セット名	親介護一時金額	年払保険料 (特約被保険者(親御さま)1名あたり) (1口あたり)				
		20-44才	45-49才	50-54才	55-59才	60-64才
O1	100万円	70円	140円	300円	680円	1,490円
		65-69才	70-74才	75-79才	80-84才	
		3,400円	7,500円	16,330円	41,840円	

(2025年6月25日時点の特約被保険者の満年齢でご加入ください。2025年6月25日時点で満20才以上満84才以下の方が対象です。)

要介護3の状態の目安※

中等度の介護を必要とする状態

- ◆立ち上がり・片足での立位保持
・ひとりできない
- ◆食事・衣服の着脱・排泄
・介助を必要とする
- ◆理解・行動
・認知機能の低下がみられ、それに伴い、暴言や徘徊、幻覚や妄想などの症状がみられることがある

NEW

＜要介護2以上＞ O1セットにご加入の方がO2セットへ変更される場合は、改めて健康に関する告知が必要です。

セット名	親介護一時金額	年払保険料 (特約被保険者(親御さま)1名あたり) (1口あたり)				
		20-44才	45-49才	50-54才	55-59才	60-64才
O2	100万円	80円	190円	410円	960円	2,190円
		65-69才	70-74才	75-79才	80-84才	
		5,180円	11,730円	26,110円	67,550円	

(2025年6月25日時点の特約被保険者の満年齢でご加入ください。2025年6月25日時点で満20才以上満84才以下の方が対象です。)

要介護2の状態の目安※

軽度の介護を必要とする状態

- ◆立ち上がり・片足での立位保持
・何らかの支えを必要とする
- ◆食事・排泄
・手助けを必要とすることがある
- ◆理解・行動
・物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある

※ 出典：公益財団法人 生命保険文化センター H P「ひと目でわかる生活設計情報」をもとに引受保険会社で作成。

親介護一時金の補償の対象者（特約被保険者）の範囲

本人の親御さまのうち、この特約の被保険者として加入申込票の**特約被保険者欄**に記載の方で、次のすべてに該当する方が特約被保険者となります。

＜特約被保険者となる方＞

- ①基本コースに加入される被保険者本人の親御さま（姻族を含みます。同居の有無は問いません。）
- ②保険始期日時点で、満20才以上満84才以下の方で、健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方。

例)	基本コースに加入される被保険者の親御さま（＝血族）	○
	基本コースに加入される被保険者の配偶者の親御さま（＝姻族）	○

※左記のうち最大2名まで加入いただけます。その場合、2名は同じ口数・セットでのご加入となります。

＜ご注意＞こちらのページに掲載のセットは新規でご加入いただけません ～「継続」または「脱退」のみの取扱いとなります。～

【被保険者となる方】

＜本人型＞

●被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、株式会社カネカおよびそのグループ会社の退職者およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

＜夫婦型＞

●被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、株式会社カネカおよびそのグループ会社の退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
●夫婦型で補償の対象となる方は、加入申込票に記載する被保険者（補償の対象者）本人（*）とその配偶者です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

保険金額と保険料（1口あたり）

基本コース

セット名		Aセット		Bセット		Cセット		B1セット	C1セット
		本人型		夫婦型					
		交通事故 以外のケガ	交通事故に よるケガ（※1）	交通事故 以外のケガ	交通事故に よるケガ（※1）	交通事故 以外のケガ	交通事故に よるケガ（※1）	ケガ補償コース	
傷害死亡・後遺障害 保険金額（※2）	本人	220万円	440万円	150万円	300万円	405万円	810万円	150万円	405万円
	配偶者	—	—						
傷害入院保険金日額 支払対象期間：1,095日 支払限度日数：180日	本人	2,850円	5,700円	2,800円	5,600円	5,200円	10,400円	2,800円	5,200円
	配偶者	—	—						
傷害手術保険金	本人	入院中の手術：傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額×5							
	配偶者								
傷害通院保険金日額 支払対象期間：180日 支払限度日数：90日	本人	1,500円	3,000円	2,000円	4,000円	3,800円	7,600円	2,000円	3,800円
	配偶者	—	—						
年払保険料		10,640円		20,550円		41,550円		15,510円	31,420円
加入限度口数		2口		1口					

※1 交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約がセットされています。「交通事故危険増額支払（保険金額別建用）特約」の詳細については、「パンフレット別冊」の「特約のご説明」をご覧ください。

※2 死亡された場合は傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、後遺障害が発生した場合は後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

携行品損害補償特約

新価保険特約携行品損害補償特約用）セット

・日本国内・海外とも補償

セット名	X3
携行品損害 保険金額	保険期間を通じて10万円限度* （自己負担額：1事故につき3,000円）
年払保険料	760円

こんな時にお役に立ちます

例えば

海外旅行中、
ハンドバッグを
ひったくられた



外出先で誤って
カメラを落として
壊した



1口
限度



ケガ補償
＜夫婦型＞

基本コース

ケガ補償
＜本人型＞

病気とケガ補償
＜本人型＞

【ご注意】

※損害の額は1個、1組または1対のものについて、10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。（自己負担額：3,000円）

●携行品の損害が被保険者の自宅（敷地を含みます）内において発生した場合は保険金支払の対象となりません。

日常生活賠償特約



・日本国内・海外とも補償*

・日本国内の事故のみ示談交渉サービス付

*一部、国内のみ補償

セット名	M2
日常生活賠償 保険金額	2億円
年払保険料	1,240円

例えば

こんな時にお役に立ちます

お店の商品を過って壊し、
法律上の損害賠償責任
を負った



自転車搭乗中、
通行人にケガをさせ、
法律上の損害賠償責任
を負った



1口
限度

ケガ補償
＜夫婦型＞

基本コース

ケガ補償
＜本人型＞

病気とケガ補償
＜本人型＞

※日常生活賠償の補償の対象者の範囲は本パンフレット15ページをご参照ください。

＼ お問い合わせはお気軽に ／

《 お問い合わせ・事故発生時の連絡先 》

<代理店・扱者>

カネカ保険センター株式会社

本社／大阪市西区土佐堀 1 - 3 - 1 8

TEL (06)6225-6670 FAX (06)6449-5456

弊社ホームページもご活用ください。



<https://www.kaneka-hoken.co.jp/>

本社	〒550-0001	大阪市西区土佐堀 1 - 3 - 1 8 快適生活ビル
		TEL (06)6225-6670 FAX (06)6449-5456
北海道営業所	〒060-0002	札幌市中央区北 2 条西 3 - 1 - 2 0 札幌コク生命越山ビル 1 3 階
		TEL (011)222-6880 FAX (011)241-6060
北海道営業所 (恵庭出張所)	〒061-1411	恵庭市恵南 1 3 - 1 北海道カネライト(株)内
		TEL (0123)33-3336 FAX (0123)33-3346
東京営業所	〒101-0037	東京都千代田区神田西福田町 4 - 1 MEDIXビル
		TEL (03)5297-5581 FAX (03)3256-7855
大阪・滋賀工場営業所 (大阪工場)	〒566-0072	摂津市鳥飼西 5 - 1 - 1 (株)カネカ大阪工場内
		TEL (072)653-0503 FAX (072)653-0523
大阪・滋賀工場営業所 (滋賀工場)	〒520-0104	大津市比叡辻 2 - 1 - 1 (株)カネカ滋賀工場内
		TEL (077)578-3751 FAX (077)578-3754
高砂営業所	〒676-8688	高砂市高砂町宮前町 1 - 8 (株)カネカ高砂工業所内
		TEL (079)445-2474 FAX (079)445-2398

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第二部第二課

TEL : 06-6233-1541

万一、事故が起こった場合は

三井住友海上へのご連絡は24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター

0120-258-189 (無料)

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます



ご 注 意 事 項 (ご加入される前に必ずお読みください)

- このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、右記の二次元コードのリンク先に掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、**必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。**
- PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明、健康状況告知書ご記入のご案内、
ご加入内容確認事項等は、以下からアクセスください



団体総合 (MS&AD型) _71500